

## 平成24年第3回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、市立小中学校の通学区域について伺います。

(1)、本年1月30日に稲城市立学校適正学区等検討委員会から提出された中間報告書に対する保護者や関係者の意見・要望について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城市立学校適正学区等検討委員会による中間報告書を踏まえ、教育委員会では、該当中学校ブロックごとに稲城市立学校学区変更検討会を設置し、学校・保護者・地域それぞれの視点から活発な議論をいただきました。ブロックごとの意見書では、学区の変更について、特に問題はないとされた区域がある一方、通学路の安全性の面などから、再考すべきであるとされた区域もございます。また、問題はないとされた区域についても、通学路の安全性の確保を図るよう留意すべきである、保護者への事前説明などにより事前周知に努めるべきであるなど、きめ細かな視点に立った多くの貴重な意見をいただいております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲城市立学校適正学区等検討委員会による中間報告書の内容が報告された2月7日の福祉文教委員会におきまして、私は、犯罪の危険性が高く、子供たちの安全を見守る人の目がない、いわゆるトンネル構造の道路を通学路に指定することは、絶対に避けるべきであると申し上げました。その際に、通学路の安全性の観点から、私が見直しをお願いいたしました稲城第三小学校区から城山小学校区への編入及び稲城第一中学校区から稲城第五中学校区への編入に関する検討結果についての保護者や関係者の皆様からの意見・要望について、詳細説明を求めます。

○ 教育部長（加藤 明君） 当該編入案につきまして、稲城市立学校学区変更検討会の稲城第一中学校ブロックからは、稲城第三小学校区のうち城山小学校区の北側部分を城山小学校区へ編入することについては、学校の適正規模の確保の面での課題は理解するが、通学路の安全性の面などからは再考すべきである。中学生については、小学生に比較すると、通学上の危険性は減じるので、当該区域の稲城第一中学校区から稲城第五中学校区への編入を検討することは可能であると考えているが、編入する場合、地域の歴史・文化の面、住民感情の面から、事前説明が必要であるとの意見をいただいております。

また、稲城第五中学校ブロックからは、稲城第三小学校区から城山小学校区へ編入することは、通学路としてかなり危険があり、困難であると思料する。中学生については、小学生に比較すると、通学上の危険性は減じられるので、当該区域の稲城第一中学校区から稲城第五中学校区への編入を検討することは可能であると考えているが、学区の変更にあたっては、通学の安全性も含めて、長期的な視点に立って検討する必要があると考えているとの意見をいただいております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 一中ブロック、五中ブロックともに、三小・一中学区から城山小・五中学区への編入につきましては、小学生の通学路としてはかなり危険であると思うこと、また考え直すべきであること、そして中学生につきましてもさまざまな課題があることなどの意見が出されたとの御答弁を伺い、保護者の皆様はお子様の通学路の安全性を一番重視されていることを改めて確認することができました。通学路の安全性の視点から見直しを求められた区域につきましては、保護者や関係者の思いを酌み取って、稲城市立学校適正学区等検討委員会の今後の協議が行われるべきであると考えます。教育委員会の取り組まれる姿勢について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城市立学校学区変更検討会につきましては、稲城市立学校適正学区等検討委員会による中間報告書において、実際の通学路の状況を含め、当該校の関係者などから意見を聴取した上で再度検討を行い、本検討委員会としての最終的な検討結果の報告を行うものとするとしてされたことを受けまして、各関係校の学校長、保護者及び地域関係者の御協力により設置したものでございますので、稲城市立学校適正学区等検討委員会には、各ブロックにおける意見や議論の内容をお伝えし、それらを踏まえた検討がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

(2)、市立小中学校の通学区域を変更する際は、児童・生徒の通学の安全性を最優先し、教室数が不足する学校においては、増築するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 教室数が不足する学校の対応につきましては、教室の転用、通学区域の変更、増築を含め検討する考えでございますが、学区の変更に当たっては、児童・生徒の通学の安全性は大変重要な視点でございますので、教育委員会において、関係する中学校ブロックごとに稲城市立学校学区変更検討会を設置し、意見をいただいたところでございます。市の方針につきましては、現在進められております稲城市立学校適正学区等検討委員会による最終報告書の検討結果を踏まえ、決定してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲城市立学校適正学区等検討委員会の最終的な検討結果を踏まえて決定するとの御答弁でございましたが、例えば、稲城第三小学校区から城山小学校区への編入及び稲城第一中学校区から稲城第五中学校区への編入を検討する必要があると中間報告書に記載されている区域につきましては、通学路の安全性の視点から、学区変更を行わないほうがよいとの検討結果が出たときは、本年度基本設計を行っている第一中学校の増築について、追加検討する必要性が生じると考えます。稲城市立学校適正学区等検討委員会の最終的な検討結果を受けて、教育委員会が市の方針を決定される時期はいつの予定なのでしょうか、伺います。

また、第一中学校の学区変更や増築などにつきまして、教育委員会の方針が決定した後、第一中学校の基本設計を見直して、その後、実施設計にかかるべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 教育委員会における方針決定の時期につきましては、稲城市立学校適正学区等検討委員会から最終的な報告をいただく時期により異なってまいります。なお、おおむね来年1月ごろになるものと考えます。

なお、稲城第一中学校の基本設計への反映につきましては、現在、学区変更とするのか否かの検討をお願いしている段階でございますので、稲城市立学校適正学区等検討委員会による最終報告を踏まえまして判断してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲城市立学校適正学区等検討委員会による最終報告を踏まえて、教育委員会が一中の基本設計を見直す必要があるかどうかを判断されるということが確認できましたので、次の質問に移ります。

(3)、特別支援学級の通学区域につきましては、知的障害学級と情緒障害学級の増設により、児童・生徒の通学の利便性向上を図るとともに、児童・生徒の状況や取り巻く環境などにより不登校になることがないように、学校選択制を継続するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 教育委員会では、平成23年10月に策定しました稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針に基づき特別支援学級の規模と配置の適正化を図ることにより、児童・生徒の通学の利便性等の向上に努めているところでございます。特別支援学級の通学区域に関しましては、稲城市立学校適正学区等検討委員会からの中間報告書において、今回の通学区域の検討においては、特別支援学級への指定校制の導入は見送るとされておりまして、今後予定されている最終報告を受けまして、教育委員会としての方針を決定してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲城市立学校適正学区等検討委員会から提出されました中間報告書の中の特別支援学級の通学区域に対する保護者や関係者からの意見・要望について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城市立学校適正学区等検討委員会による中間報告書において、特別支援学級への指定校制の導入は見送るとされていることから、稲城市立学校学区変更検討会からの特別支援学級の通学区域に関する特段の御意見等はいただいております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲城市立学校適正学区等検討委員会では、特別支援学級の通学区域についての意見は特になかったということですが、保護者の皆様

が大変心配されておりますので、教育委員会が最終的に決定されました方針につきましては、特別支援学級の関係者全てに確実に情報が伝達されるように御配慮いただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 教育委員会における最終的な方針につきましては、説明会の開催、ホームページへの掲載などにより、関係者への周知に努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 昼食休憩後でございますが、先ほどの御答弁への一言を申し上げながら次へいきたいと思っております。稲城市立学校適正学区等検討委員会からの最終報告を受けて、教育委員会の方針を決定した後、説明会を開催するとともに、市のホームページに掲載するとの御答弁でございました。特別支援学級の保護者の皆様に対しましては、いつものように保護者会でも説明されると思っておりますが、ふだん以上に丁寧な説明を期待しております。

項目番号2、今後の市立小中学校の整備について。(1)、今後の市立小中学校の整備のあり方について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 本市におきましては、土地区画整理事業や南武線高架事業などの進展に伴い、第四次稲城市長期総合計画の期間内に学級増が予想される地域も多くございます。また、特別支援教育の推進・充実の面でも、教室の確保は重要となっております。市では、このような状況を踏まえ、校舎の新築・改築の際には、あわせて余裕教室の確保を図っております。少人数学級に関する国の政策動向が不透明な状況にあることから、学校規模の想定が大変難しい状況でございますが、今後とも、状況を見きわめつつ、児童・生徒の就学先が確保できるよう、必要に応じた整備に努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 少人数学級に関する国の動向を見きわめながら、児童・生徒の就学先を確保するために、必要に応じた整備に努めるとの御答弁でございました。くれぐれもよろしくお願いいたします。

(2)、市立小中学校の改修・増築・建てかえ等の計画・予定について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 第四次稲城市長期総合計画の中で予定している改修・増築・建てかえ関係の主な事業は、稲城第一小学校の建てかえ及び大規模改修工事、稲城第二小学校、稲城第七小学校、稲城第一中学校及び稲城第三中学校の大規模改修工事、稲城第七小学校及び稲城第三中学校の増築工事並びに（仮称）南山小学校の新築工事でございます。

なお、計画策定後に少人数指導学級の進展や特別支援教育の推進・充実などの状況の変化もございますので、今後新たな対応が必要になる学校が生じることも予想されます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁いただきました中で、新設の（仮称）南山小学校以外で、増築や建てかえ等により教室数をふやす予定の学校について、詳細説明を求めます。

○ 教育部長（加藤 明君） 第四次稲城市長期総合計画の中で予定している増築や建てかえなどの事業のうち、現在施行中の第七小学校大規模改修工事では、改修に合わせて増築棟の3階にある1.5教室分の2部屋を普通教室3部屋に改修するとともに、ホール部分を仕切って教室にすることにより、普通教室規模の部屋を新たに4室設けてまいります。また、現在実施設計を進めております稲城第一小学校の建てかえ工事におきましては、普通教室規模の部屋を3室増設する予定でございます。さらに、今後予定しております稲城第三中学校の増築工事におきましては、南山東部土地区画整理事業地内の生徒の発生状況などを踏まえ、必要な教室数を確保してまいりたいと考えております。

なお、第四次稲城市長期総合計画策定後の少人数指導学級の進展や特別支援教育の推進あるいは充実などの状況の変化により、新たな対応が必要になる学校が生じることも予想されることにつきましては、さきにお答えしたとおりでございますが、詳細につきましては未定でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 七小が4教室増設、一小が3教室増設する予定であり、三中は南山東部土地区画整理事業地内の生徒の発生状況を見きわめて増築工事を実施し教室数の増設を図る。そして、ほかの学校につきましては、国の少人数学級や特別支援教育の拡充などの変化により、新たな増築が必要になる学校が生じることも想定されるとの御答弁でございました。よく理解いたしました。今後の国における教育行政の変化に対して、臨機応変に改築・増築・建てかえ等の整備を行っていただきたいと思っております。

(3)、今後、教室数の不足が予想される稲城第三小学校と稲城第一中学校においては、増改築等により、普通教室数をふやすべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） さきにお答えいたしましたとおり、教室数が不足する場合の対応につきましては、教室の転用、通学区域の変更、増築を含め、検討する考えでございます。

なお、御質問の2校につきましては、第四次稲城市長期総合計画策定後の少人数指導学級の進展などの影響もあり、教室不足が懸念されるところでございます。現在進められております稲城市立学校適正学区等検討委員会による検討の結果にもよりますが、教室数が不足することが明らかになったときは、敷地の状況なども考慮しながら、増築も視野に入れて対応策を検討することが必要になると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 教室数が不足する場合の教育委員会の対応につきまして繰り返し質問しておりますのは、増築による財政負担を避けるために学区変更が行わ

れ、子供たちの通学が危険な状況になることがないようにとの思いからでございます。今の御答弁で、稲城第三小学校と稲城第一中学校においては、将来教室数が不足する可能性を承知されていること、また増築による財政負担を避けるために学区変更を優先することにより子供たちの通学の安全性を犠牲にすることはないと確認できましたので、次に進みます。

項目番号3、市立病院と健康プラザと中央図書館の連携について伺います。本年5月28日、市立病院健診・外来棟と健康プラザが開館しました。隣接している2つの施設が連携することによる市民の健康保持・増進と質の高い医療サービスが期待されています。また、近隣には6年前に開館した中央図書館がございますので、3つの施設が連携することにより、健康と医療に関する継続的な情報提供や質の高いサービスを行うべきであると考えます。

(1)、市立図書館の利用者数と個人・団体別の貸出冊数について、平成23年度実績と近年の推移・傾向を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成23年度の市立図書館の利用者数につきましては、延べ41万3,062人、貸出冊数につきましては、個人119万7,869冊、団体3万7,772冊でございます。また、近年の推移と傾向につきましては、平成19年度から見ますと、利用者数、貸出冊数ともに順調に伸びておりましたが、平成23年度は、4月1日から5月31日まで計画停電及び節電対策に伴う開館時間の短縮を実施したことが影響し、利用者数、貸出冊数ともに平成22年度に比べやや減少しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 東日本大震災に伴う計画停電や節電を実施された昨年以外は、利用者数、貸出冊数ともに伸びているという御説明でございました。

(2)、6月の展示図書として、健康プラザの開館に伴い、健康特集を組まれたことを評価するものでございます。今後は、市立病院と健康プラザと中央図書館が連携することにより、中央図書館に健康・医療図書コーナーを設置し、健康と医療に関する継続的な情報提供に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 中央図書館の図書につきましては、原則として日本十進分類法に基づき書架に並べておりますが、健康・医療に関する図書につきましては、利便性を考慮しまして、独自の分類により、一つのまとまりとして整理しておりますので、この書架を活用して、市立病院や健康プラザの情報を利用者に提供することなどについて、今後検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁どおりに進めていただきたいと思いますのですが、私は5月23日に滋賀県東近江市立能登川図書館を視察させていただきました。健康医療情報コーナー「バオバブ」というコーナーが貸出カウンターのすぐそばに設置されておりまして、利用者の皆様が探しやすいように、健康情報棚プロジェクトという配列で書

架に並べられているとの御説明でございました。また、医療情報検索専用のパソコンとともに、市内の総合病院や診療所の通信が「バオバブ」の書架のすぐそばに置いてありました。

7月19日には千葉県八千代市立緑が丘図書館を視察させていただきました。医療情報コーナーの中に、闘病記のみを集めた闘病記コーナーの書架がございました。闘病記は、書籍名や著者名では検索が困難でございますので、図書館職員が一生懸命に集めた闘病記を利用者の皆様が探しやすいように配列しているとの御説明でございました。御答弁では、健康・医療の書籍が配列された書架を活用して、市立病院や健康プラザの情報を利用者に提供することを検討していただけるということですので、そのとおり実施していただきたいと考えますが、あらゆる病気に関する闘病記を積極的に収集して、わかりやすく配列していただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） あらゆる病気に関する闘病記を積極的に収集して、わかりやすく配列していくことにつきましては、闘病記の効率的な検索方法、闘病記に関する図書の所蔵状況の調査、書架への配列などについて検討していく必要がございます。加えまして、PFI事業者との調整を含め、課題の整理に努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(3)、市立病院の患者図書コーナーのあり方について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 市立病院の図書コーナーにつきましては、現在、教育部との連携により、図書館利用の拡充施策の一環とあわせ、患者さんや御家族の利便を図るべく、休祭日を除く平日の午後に各病棟のエレベーター前に配本所を設け、それぞれの病棟に合った図書をそろえて、中央図書館司書が貸出のサービスを行っております。市の図書館が病院内でこのようなサービスを展開することは全国的にも珍しいことで、当初は見学者も多く訪れました。平成23年度におきましては、2,429人が利用され、貸出冊数6,417冊でございました。1日平均では10人の御利用で、26冊の貸出実績となっております。御希望の図書のリクエストサービスや貸出図書の返却も受け、サービスの充実を図っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市立病院の患者図書コーナーにおける平成23年度の実績が、1日平均では10人で、26冊の貸出であったとの御答弁でございました。患者図書コーナーを設置されている病院が少ないことは存じ上げておりますし、図書のリクエストサービスや貸出図書の返却も受けておられるということですので、評価しているところでございますが、日本病院ライブラリー協会のホームページに稲城市立病院の患者図書コーナーが紹介されていないのはなぜでしょうか。連携をとっておられないのでしょうか。伺います。

また、配本所というスタイルではなく、患者さんや御家族が自由に閲覧できるタイプの患者図書コーナーに改善できないのでしょうか。入院患者や通院患者とその御家族が体や病気、治療などについて知りたいと思う情報を的確に手に入れることのできる患者図書コーナーの設置・運営を検討していただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 日本病院ライブラリー協会には平成16年より加入いたしております。この協会の主な活動といたしますのは、日々進歩する医学・医療界において、医師を対象とした病院図書館の運営、それから診療支援、教育支援、研究支援などを行っているということで、そういった支援については当院も受けておりまして、連携をとっているところでございます。

それからもう一つ、この協会の活動として、患者図書コーナーの支援がございます。この協会のホームページにアップされている病院につきましても、近隣では町田市民病院などもアップされておりますが、主に病院単独の事業のコーナーということで、先ほど申しましたように、当院の図書コーナーは、市立図書館とタイアップして、中央図書館の司書が来て配本しているということで、若干性格が違うのかと思っております。

それから、誰もが自由に閲覧できるタイプの図書コーナーということでございますが、これにつきましては、幾つかの課題もございますので、現行のリクエストシステムというものを最大限利用して対応していきたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市立病院は平成16年から日本病院ライブラリー協会に加入されているということでございましたが、病院の単独運営ではなく、市立図書館の配本所という形なので、ホームページには掲載されていないということがわかりました。

患者さんや御家族が自由に閲覧できるタイプの患者図書コーナーの設置についても、幾つかの課題があるということで、困難であるという御答弁でございました。ただ、すぐ近くに中央図書館があって、中央図書館の司書の方が来ていただいているわけですから、医療関係図書の情報を提供するとか、闘病記リストなどを提供するということはすぐにでもできることだと考えますので、そういう改善を行っていただきたいと考えます。御見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 医療関係図書とか闘病記のリストの提供につきましては、今後、教育部、中央図書館と協議してまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。次に進みます。

項目番号4、働く障害者の支援拡充について。(1)、働く障害者の支援状況について伺います。



○ 福祉部長（石田光広君） 働く障害者の支援としましては、平成20年度から障害者就労支援センター事業の中で、生活面での支援とあわせて職場定着支援を行っております。この支援は、一定期間職場内でさまざまな支援を行うほか、職場でのトラブルを未然に予防するため、職場や家庭を訪問し、本人や関係者に対して助言や調整をするなどでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 障害者就労支援センター事業における現状は、よくわかりました。

それでは、御答弁いただきました職場定着支援における課題について伺いたいと思います。また、稲城市発達支援センターが開設された後には、障害者就労支援センター等の関係機関との連携による働く障害者の支援拡充を期待するところでございますが、想定される事業や、取り組む姿勢について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 職場定着支援における課題でございますが、対象者は環境の変化により不安定となることが多いため、職場や家庭においては、こうした状況について理解を深めることとでございます。また、稲城市発達支援センターの開設後には、この発達支援センターが乳幼児期から就学期を経て就労といった地域での生活のライフステージに対応する一貫した支援の充実を目指すことから、情報の共有などを通じまして、円滑に障害者就労支援センターとの連携を行ってまいります。すぐには就労が困難である方については、定期的な通所などや将来の就労に向けた支援を行うことにより、地域での生活の充実のためのサポートを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

ところで、本市と契約する企業・団体などを選定する際、障害者の雇用や障害者が働きやすい職場環境づくりなどに積極的に取り組んでいることを条件に加えることが、働く障害者を支援することになると考えます。市の見解を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 本市と契約する企業・団体などを選定する際、法定雇用率を満たしていることや、障害者就労施設から相当程度の物品を調達していることなどに配慮することは、障害者の就業を促進し、働く障害者を支援することになると考えております。現在、稲城市総合評価落札方式では、障害者の雇用実績がある場合、価格以外の評価点を1点加算することとしております。今後とも、福祉部と連携をとりながら、障害者の就業促進をするために必要な措置を講ずるよう努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

(2)、障害者就労施設などからの商品購入、業務委託を優先的に行うよう国や独立行政

法人に求める障害者優先調達推進法が6月20日、参議院本会議で可決成立し、来年4月から施行されます。この法律は、自民・公明の両党で2008年に提出し廃案となったハート購入法案をほぼ踏襲した内容であり、地方自治体には、障害者が働く施設への受注機会を増大させるように求めているほか、商品と業務の質を向上させるため、施設同士の連携や協力も推奨しています。働く障害者の支援をさらに拡充する本市の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が平成25年4月から施行されるに当たり、障害者就労施設等においても、生産の規模や商品納入について、一定の体制が求められるものと考えております。市といたしましては、まずはこの法の趣旨を広く啓発するとともに、障害者就労施設等に対する一層の理解の促進につつまして、努力してまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 障害者優先調達推進法の趣旨の啓発と障害者就労施設等に対する理解促進を行うことは必要なことであると考えますので、速やかに実施していただきたいと思っております。

ところで、本市における障害者就労施設などからの商品購入や業務委託についての現状と、今後の計画や姿勢などについて伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 本市における障害者就労施設等からの商品購入や業務委託について、平成24年度の現状は、市外にある2社の社会福祉法人と印刷などの業務委託契約を締結しております。一方、市内の障害者就労施設では、主に喫茶店の運営やお弁当・お菓子の製造販売などを行っており、現在、市との契約はございません。今後は法の趣旨にのっとり進めてまいりたいと考えておりますが、商品の大量発注への対応が困難であることなど、施設側の課題もあると考えますので、福祉部と連携してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁のとおり、まずは福祉部と連携していただきまして、市内の障害者就労施設が受注可能な商品にはどのようなものがあるのかとか、例えば業務においても、正夢の会ではもう清掃作業は民間から受注もされていますので、そういう状況を福祉部ではもちろん把握されていますので、福祉部と連携していただいて、そういうところが受注可能なものはないのかということ、市内の発注業務全体をちゃんともう一回見ていただいて、法の趣旨にのっとり進めていただきたいと思っております。

項目番号5、障害者グループホームの増設について伺います。平成21年第4回定例会において、障害者自立支援のためのグループホーム増設について一般質問いたしました。

(1)、障害者グループホームの現状と課題について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市内における障害者グループホームの現状でございますが、知的障害者用が3カ所で定員16人、精神障害者用が2カ所で定員7人でございます。

次に課題でございますが、平成21年末に実施した利用者実態調査の結果から、利用希望意識と実際の利用との間に大きな隔たりがあり、実質的な整備目標が定まりにくいことでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成21年度の利用実態調査についての御答弁がございました。利用希望意識と実際の利用との間に大きな隔たりがあったということでございますが、私は今、どういうことなのかということで、ふだんから障害者の保護者の方々とお話ししているのですが、保護者の方々の中には、障害者グループホームに対する少々の誤解を持っている方が結構いらっしゃいまして、御自分がいよいよ障害のある方の面倒を見られなくなったら、そういうグループホームとか施設でお願いしたいというお考えの方がどうも多いようなのです。でも、本来障害者のグループホームというのは、就労または就労継続支援等の日中活動をされている障害者の方が地域において自立した日常生活を営むための場所であると思っておりますので、保護者の方がお元気なうちに、そのお子様、障害のある方にグループホームに入らせていただいて、就労とか日中活動を過ごしながら自立していかれるということが、障害者御本人と保護者や御家族の方にとってとても大切なことであると思っております。そして、障害者の保護者の方とか御家族の方が、本当に正確な情報、正しい認識を持っていただくための情報提供が不可欠であると思っております。障害者グループホームに対する市の認識と、障害のある方々の保護者の皆様への情報提供の現状と今後の予定について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者グループホームは、障害者が地域でさまざまな福祉サービスを利用しながら自立生活を送るための居所であり、大変重要であると認識しているところでございます。グループホームの利用などに係る保護者の皆様への情報提供の現状でございますが、平成23年1月に、市内の当事者団体が主催し、市と市内社会福祉法人との協賛で、グループホームのビデオ上映と意見交換会といったものを実施したところでございます。今後も、保護者や当事者団体などの関係者に対しまして、障害者グループホームについて、こういったものの紹介を丁寧に行うなど、引き続き普及啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(2)、障害者グループホームを早急に増設するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、障害者のグループホームの計画的な整備のため、第四次稲城市長期総合計画に目標数値を定めているところでございます。現在、国有地の定期借地権を利用した貸し付けを活用し、社会福祉法人正夢の会が平成25年度に5人

定員のグループホームを設置する予定としております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成25年度に5人定員のグループホームを設置する計画であるという御答弁でございます。その対象というのは、知的障害のある方でしょうか。発達障害のある方も含まれるのでしょうか。また、社会福祉法人正夢の会の事業であるということですが、5人のメンバーの選定には本市もかかわられるのでしょうか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 今般、障害者グループホームの設置計画を行っている法人では、入居対象者を、知的障害者で、障害程度区分が区分2以上の方を想定しているものと伺っているところでございます。入居者の具体的な選定に当たっては、市が把握している情報を法人に提供するなどにより、市といたしましても、地域のニーズに対応できるように要請してまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よくわかりました。障害のある方が自立されて、健康で生き生きと住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、支援していただきたいと思っております。

項目番号6、雨水利用・雨水貯留浸透施設の設置推進について伺います。平成21年第3回定例会において、雨水貯留施設の設置についての質問を行いました。また、平成23年第1回定例会では、宅地・公共施設への雨水貯留のモデル事業による集中豪雨対策について一般質問いたしました。近年は、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨が頻発し、本市におきましても道路冠水や住宅への浸水が起きておりますので、繰り返し、効果が期待される集中豪雨対策について質問させていただいております。

(1)、雨水利用・雨水貯留浸透施設の設置状況について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 雨水利用・雨水貯留浸透施設の設置状況でございますが、市としましては、民間のマンションや分譲地の開発、戸建て住宅建設の際には、浸透ますや浸透トレンチを設置し、雨水の流出抑制をするよう指導しております。

また、市が施行します歩道舗装、公園の園路は透水性舗装により施工しており、雨水を地下浸透させるようにしております。学校等の公共施設では、長峰小学校、若葉台小学校、第六中学校及び地域振興プラザにおきましては、建物に降った雨水をトイレの洗浄水に利用しており、健康プラザ及び市立病院健診・外来棟では建物に降った雨水を屋上緑化の散水用として利用しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 公共施設の雨水利用の状況は御答弁をいただきましたが、公共施設における雨水貯留浸透施設の設置状況が抜けていたように思いますので、追加答弁を求めます。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 公共施設における雨水貯留浸透施設につきましては、第四中学校の校庭に雨水浸透ますを設置しております。また、第七小学校体育館の大規模改修にあわせ、増築棟の地下に雨水貯留槽を設けております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本年2月7日の福祉文教委員会において、第七小学校の地下には体育館に降った雨を一時的にためる約150トンの貯留槽があり、それに雨をためた後、徐々に地中に流れ出していく、最終的には貯留槽が空になるという仕組みであるとの御説明を受けております。本市の現状はよくわかりましたので、次の質問に移ります。

(2)、7月27日、参議院本会議で雨水利用推進法案を全会一致で可決、衆議院に送付いたしました。同法案は、雨水貯留施設の新設に対する助成の実施を地方自治体に求め、国が財政上の援助をすることとしています。本市におきましても、水資源の活用と集中豪雨対策の視点から、雨水利用・雨水貯留浸透施設の設置推進に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 市としましてはこれまでも、雨水の流出抑制策として、透水性舗装による歩道整備や、民間のマンションや戸建て住宅の建設の際には浸透トレンチや浸透ますの設置を指導してきており、これらにつきましては継続し、今後策定する公共下水道の雨水事業計画に位置づけ、促進してまいります。また、雨水利用につきましては、今後、雨水利用推進法が制定され、国の基本方針や東京都の方針・施策が策定されていく中で、稲城市の計画をまとめていきたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 国や東京都の方針や施策が策定されていく中で、本市の計画をまとめるとの御答弁でございました。現在予定されております一小の建てかえ校舎や（仮称）南山小学校の建設、三中の増築等、今後の公共施設の増設・建てかえ・新築時には、雨水利用・雨水貯留浸透施設の設置を計画していただきたいと思っております。

また、東京スカイツリータウンの地下に雨水貯留槽を設置して豪雨対策と雨水利用を行っていることから、公共施設への雨水利用・雨水貯留浸透施設の設置が有効であるということがわかりますので、積極的に今後本市の計画策定をしていただきたいと思っております。

さて、今後、公共下水道の雨水事業計画や雨水利用促進法に基づく計画を策定されるとの御答弁でございましたが、その前に、集中豪雨による道路の冠水や建物への浸水など、水害の発生しやすい区域を調査する必要があると考えます。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 過去に道路の冠水や建物への浸水被害があった場所につきましては、排水機能を高めるために、集水ますをふやしたり、雨水のバイパス管を整備するなど、その都度、道路冠水等が起きないように対応策を講じてきております。今後につきましても、豪雨時におけるパトロール等により、道路冠水等の発生しやすい

場所を特定し、対応策を講じてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

項目番号7、市街地での野焼きについて伺います。枯れ葉や剪定枝等の野焼きによる飛灰には、放射性物質が含まれているのではないかと不安であるとの声を聞くことがあります。

(1)、市街地における野焼きに対する被害や苦情について伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 環境課に寄せられる野焼きに対する被害につきましては、主に、煙によりにおいが家の中に入ってくることや、洗濯物につくといったものでございます。野焼きに対する苦情や相談につきましては、平成23年度は14件ございました。そのうち、枯れ葉や剪定枝等の野焼きに対する飛灰には、放射性物質が含まれているのではないかとといった内容は、2件ございました。

○ 17番（大久保もりひさ君） それでは、そういう苦情とか相談を受けたときの市の対応について伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 環境課での対応につきましては、市民から野焼きの通報があれば、職員が現地に出向き、誰が何を燃やしているかの状況確認に努めているところでございます。廃棄物の野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により禁止されておりますが、伝統的行事、学校教育などの活動上必要な焼却や、農業などを営むためにやむを得ない焼却など、例外として認められているものもある旨を、苦情や相談を受けた際には説明させていただいております。その上で、状況に応じて苦情者に理解していただく場合や、被苦情者には中止や指導、周辺住民への配慮などをお願いしているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 非常に神経を使う仕事だと思いますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

(2)、市街地における枯れ葉や剪定枝等の野焼きにつきましては、住民の不安を取り除くための広報に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 本市がこれまで行ってきました空間放射線量局所測定においては、各公共施設の落ち葉の集積場所や植え込みなどもはかってまいりましたが、測定値については、他の箇所と比較して高い値ではございませんでした。局所測定における落ち葉等の放射線に関する情報につきましては、これまで市のホームページや広報によりお知らせしてきておりますが、これらの結果等を踏まえ、今後、野焼きにおける放射性物質に関する広報により住民の不安解消に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(3)、農業を営むために、どうしても野焼きをせざるを得ない場合は、近隣住民に対して今まで以上に配慮するように促すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 野焼きは、農薬散布と同様に、都市農業を振興する上で課題の一つであると認識しております。市ではこれまで、農業だよりなどを通して地域環境に配慮した農業について生産者の理解を求めてきたところ、一定の理解をいただいているところでございます。今後は、御提案のような放射性物質に対する市民の不安の声もあることを踏まえ、J A東京みなみとの連携により、引き続き生産者に対して、地域環境に配慮した農業へのさらなる理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 農家の皆様がどうしても野焼きをせざるを得ないという場合には、例えば事前に地域住民に知らせる方法がないのかということで、私もいろいろ考えました。農薬散布の場合は、私の近所の方々は皆さん、「あす散布」とか「散布中」というのぼりを立ててくださるので、ではあしたは朝のうちは洗濯物を干すのをやめておこうとか、窓をあけっ放しにするのはやめておこうといったことで対応させていただいているのですが、野焼きについても、例えば「あす野焼き」とか「野焼き中」とか、そういうのぼりを立てることができないのかどうか。そうすれば、近隣の方も対応が事前にとれると思いますので、また気持ちの面でも、配慮していただいているということで全然違うと思いますので、そのようなことをぜひとも検討していただきたい、また進めていただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 先ほども答弁いたしましたとおり、生産者の方にはできる限り自粛をお願いしているところでございますが、全くなくなるものではないと考えておりますので、今後は、J A東京みなみや生産団体との協議により、事前の周知等の方法について研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市が直接やることではないものですから、当然こちらでも大分神経を使いながらお願いすることになるとは思いますが、ぜひ上手に進めていただきたいと思います。そうすることによって農家の方々と近隣住民の方々の関係が今以上によくなっていけば、こういう都市農業も今以上にやりやすくなってくると思いますので、ぜひともまたそういう汗をかいていただきたいと思います。

項目番号8、コンビニにおける証明書等の交付について伺います。平成18年第2回定例会において、住民基本台帳カードの多目的利用について一般質問しております。

(1)、住民基本台帳カードの発行状況について伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 本市における住民基本台帳カードの発行状況でございますが、平成15年8月から平成24年7月までの10年間で、延べ発行枚数は6,617枚、死

亡・転出・再発行などを除いた有効発行枚数は5,444枚となっております。本市全人口に対しまして約6.3%の方が住民基本台帳カードを保有している状況でございます。全国的な交付状況は約5.1%となっており、本市の交付は全国平均を若干上回っている状況でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よくわかりました。

(2)、住民基本台帳カードのさらなる普及のための取り組みについて伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 住民基本台帳カードのさらなる普及のために、転入先でも引き続き転出元のカードが利用できる継続利用制度となりました。また、新たに住民基本台帳に記載された外国人に対しても、1年後に住民基本台帳カードが所持できる制度に変わるなど、普及のための制度変更が行われているところでございます。市民への周知につきましては、機会をとらえて広報・ホームページ等で周知を図っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、住民基本台帳カードを平成15年に作成して所有しております。このカードの中には顔写真がありまして、有効期限、生年月日、氏名、住所、そして市民課の連絡先が記載されております。こちらの有効期限が2013年8月15日までとなっておりますので、これは10年間有効ですから、平成15年8月に作成したということがわかるわけです。今の御答弁の中で、本市の住民基本台帳カード保有率が6.3%、全国では5.1%だから、ある程度は上回っているということでございます。

以前に稲城市議会公明党の一員としまして、平成19年に住民基本台帳カードの先進的な取り組みをされている奥州市を視察させていただきました。そのときに既に保有率は7%を超えていたのです。このたびこの質問をするに当たって伺いましたところ、ことしの7月時点で11%になっているということです。当時もその保有率が高い要因を伺ったのですが、一つは、本庁と各総合支所に設置している証明書自動交付機から住民基本台帳カードで簡単に発行できるからということと、機械を使うことによって、どういう書類を出し入れしているということがほかの人に知られないで済むということが非常に大きいのだといったことをおっしゃっていました。

本市も同じように、住民基本台帳カードのさらなる普及のための第一歩として、例えば市役所の1階に、住民基本台帳カードで簡単に証明書を発行することができる証明書自動交付機を設置することはできないのでしょうか。そして、その後には平尾出張所と若葉台出張所にも設置することによって、市民サービスが拡充されるでしょうし、職員の方の手を借りなくても、要するに職員の方が少なくなっても対応できるというのが当然機械化の利点でございますので、そのようなことも検討されるべきではないかと思えます。御所見を伺います。



○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 市ではこれまで、市民の利便性に配慮し、住民票の写しや印鑑証明書を開庁時間外でも交付する電話予約サービスに取り組み、市役所や地域の4文化センターで夜8時まで証明書の交付を実施しており、月に40件程度を夜間交付しております。また、月2回の第2日曜・第4土曜日の休日開庁日を設けて、平日に来庁が難しい市民に対しても、広く交付サービスが受けられるように、市民サービスの拡大に努めているところでございます。

また、証明書自動交付機の設置にかかる費用につきましては、住民基本台帳システム受託業者の試算によりますと、自動交付機1台につき約1,000万円及びシステム改修費用に約3,000万円、合計約4,000万円がかかると聞いております。したがって、今後、証明書自動交付機の導入につきましては、費用対効果の観点など、慎重に研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 証明書自動交付機につきましては、たしか多摩地域でも26市中14市で既に導入されているということもありましたので、検討すべきことかと思いましたが、この後で、コンビニ交付のことを伺いますので、これはこの程度にとどめておきたいと思えます。

(3)、住民基本台帳カードの多目的利用に対する認識について伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 住民基本台帳カードの多目的利用としましては、印鑑登録証や図書館カードなどの行政サービスのカードの一元化を図っているものですが、課題も多く、普及が進んでいないと認識しております。また、今後、住民票コードを含む大きな制度改正が想定され、各種サービスの統廃合も予定されていることから、実施する考えは現時点ではございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 住民基本台帳カードの多目的利用につきましては、実施する考えは現時点ではないとの御答弁でございました。私も、自民党・公明党政権のころから、厚生労働省が（仮称）社会保障カードの実現に向けた検討を行っているということは存じ上げております。ほかにもたくさん課題があるということですので、次の質問に移ります。

(4)、平成22年2月からは、住民基本台帳カード利用による証明書等のコンビニ交付がスタートしました。本市においても、市民サービスの一環として早急に導入するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） 御提案いただきました証明書等のコンビニ交付につきましては、その利便性については理解できるところでございますが、プログラム開発費用が高額なほか、ランニングコストとして証明書1枚につき委託手数料120円をコンビニへ支払うこと及び財団法人地方自治情報センターへ運営負担金として年間300万円を支払う必要があるなど、現段階では、証明書発行コストのほかに、高いコストが上乗せ

されるという課題がございます。当面の間は、費用対効果の観点から慎重に研究してまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 住民基本台帳カード利用による証明書等のコンビニ交付につきましては、財団法人地方自治情報センター研究開発部のホームページに説明資料が掲載されております。その中を見ますと、多摩地域では三鷹市・町田市・小金井市が既に参加されているということでございます。本日付の公明新聞には、「広がるコンビニ交付」と題しまして、大阪府羽曳野市の例が掲載されています。住基カードで発行できるのは、住民票の写し、印鑑登録証明書や戸籍謄本などで、本年12月から対象になる税の証明書を含めると11種類になり、土・日・祝日の早朝から深夜まで、全国どこでも発行可能と説明しております。

また、コンビニ交付を実施している市区町村は、9月5日——きのう現在で56団体。現在は本年3月末時点で約1万4,000店舗のセブン—イレブンのみですが、来春の参入を検討しているローソンとサークルKサンクスが加わると、その2倍以上になります。

御答弁では、利便性は理解しているけれども、証明書発行コストと運営負担金などの高いコストが上乗せされることが課題であるとの御説明でございましたが、以前に伺った奥州市では、証明書自動交付機を設置したことで人件費が削減されたことと、各証明書を発行したことを誰にも知られたくない住民に大変好評であることが、大きなメリットであったとの御説明を受けました。奥州市では、さらなる住民サービス向上のために、本年7月6日でコンビニ交付に切りかえられたということでございます。費用対効果がないような御答弁でございましたが、奥州市を視察いたしまして、人件費の削減の面から、費用対効果があり、コンビニ交付の意義があると考えます。慎重に研究という表現で答弁されましたので、当面はアクションを起こさないと解釈いたしましたが、私の認識とのずれはどこから来ているのでしょうか。ほかにも気になる課題があるのでしょうか。再度御所見を伺います。

○ 生活環境部長（鈴木秀治君） コンビニにおける証明書の交付につきましては、取り扱う窓口、取り扱う時間帯を大幅に拡大するという点で、将来的に利便性が広がるものであると認識しております。しかしながら、現在の住基カードの普及率は依然低く、先進市の三鷹市でも、コンビニ交付は5%程度にとどまっており、95%は市役所の窓口等の交付となっております。

また、平成27年度から社会保障と税の番号制度——いわゆるマイナンバー制度の導入と個人番号カードの交付など、大きな制度改正が予定されていることから、将来性を見きわめながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市の課題というよりも国の課題であるということで、それが多岐にわたり、省庁も横断的にあるということがよくわかりました。平成27年度からの大きな制度改正ということで、そのあたりをにらんで、将来の方向性を見きわめ

ということで御答弁いただきましたので、期待を込めまして、これからも注視させていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。